

令和8年第8回朝霞市農業委員会議事日程

令和8年8月25日 火曜日 午後3時00分
於 朝霞市民会館ゆめぱれす 会議室501

- | | | | |
|----|--------------------------|---------------------------------|-------------|
| 第1 | 開 | 会 | |
| 第2 | 議事録署名委員の指名について | | |
| | 19番 | 高野 政江委員 | 20番 高橋 秀明委員 |
| 第3 | 提出議案 | | |
| | 議案第25号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | |
| | 議案第26号 | 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | |
| | 議案第27号 | 生産緑地地区の変更新案に係る意見の聴取について | |
| 第4 | 諸報告 | | |
| | (1) 報告第8号 | 会長専決について | |
| | (2) その他報告 | | |
| 第5 | 協議事項 | | |
| | (1) 次回の農業委員会総会の日程について | | |
| | (2) 朝霞市農業委員会委員の定数見直しについて | | |
| 第6 | 閉 | 会 | |

議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和8年8月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		譲受人	譲渡人	譲受理由		譲受人		備考
		登記地目	現況地目			譲渡理由	譲受理由	耕作面積㎡	耕作者数	
1	大字台	田	畑 540.00	根岸台	根岸台	贈与	贈与	1,110.00	3	調査・説明委員 高野 政江委員
2	大字台	田	畑 998.00	根岸台	根岸台	贈与	贈与	6,526.00	3	調査・説明委員 渡邊 忠委員
3	大字根岸	田	畑 978.00	根岸台	根岸台	贈与	贈与	3,813.00	4	調査・説明委員 秋山 磨弥委員
4	大字根岸	田	畑 978.00	根岸台	根岸台	贈与	贈与	3,813.00	4	調査・説明委員 秋山 磨弥委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第25号1番

土地の所在地	大字台 [REDACTED]		
譲 受 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

朝霞第九小学校

台

吉野家

ヤマト屋

申請地

公 図 の 写 し

議案第25号1番

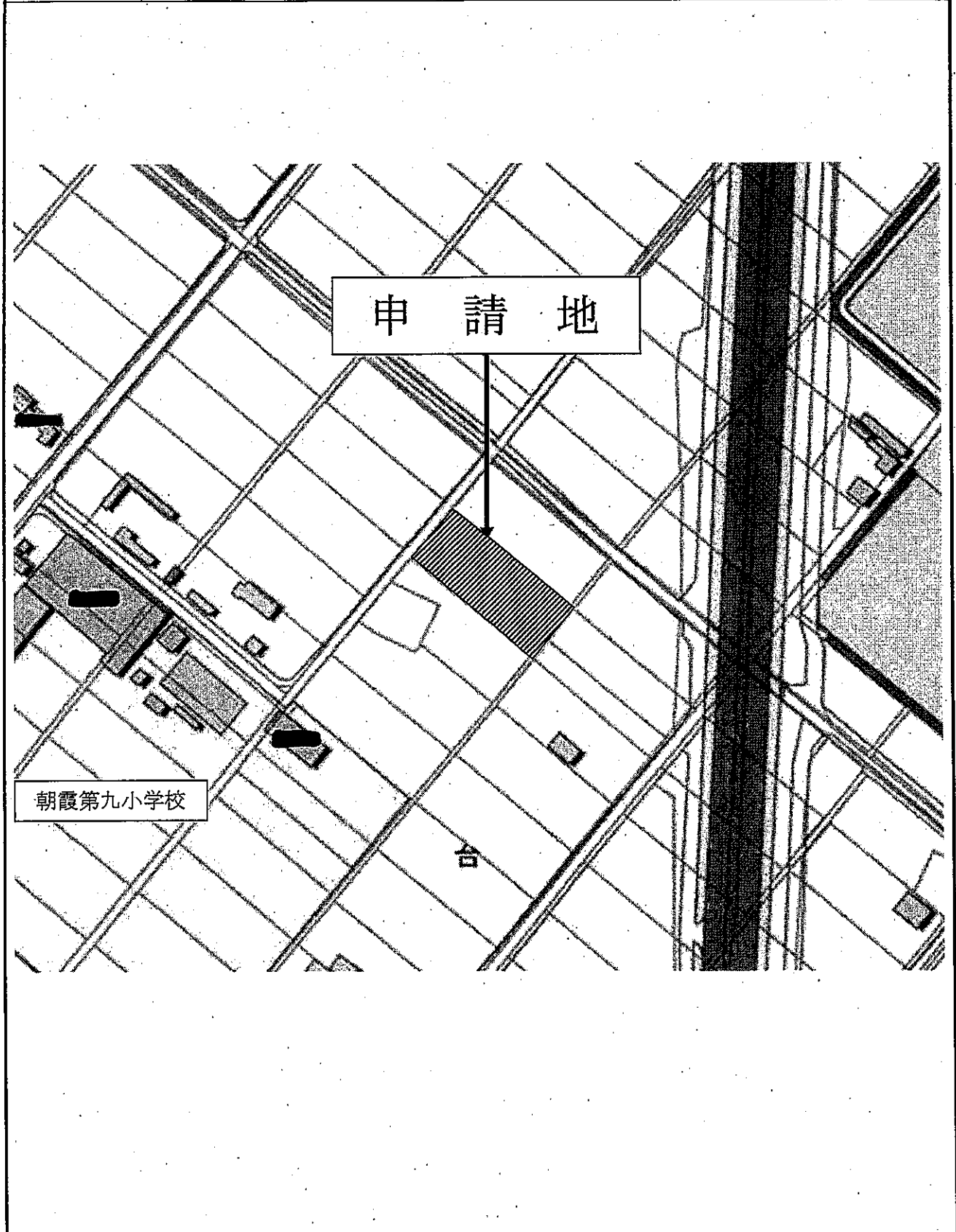
土地の所在地	大字台 [REDACTED]		
譲 受 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

申請地

案 内 図

議案第25号2番

土地の所在地	大字台 [REDACTED]		
譲 受 人	根岸台 [REDACTED]	譲 渡 人	根岸台 [REDACTED]



公図の写し

議案第25号2番

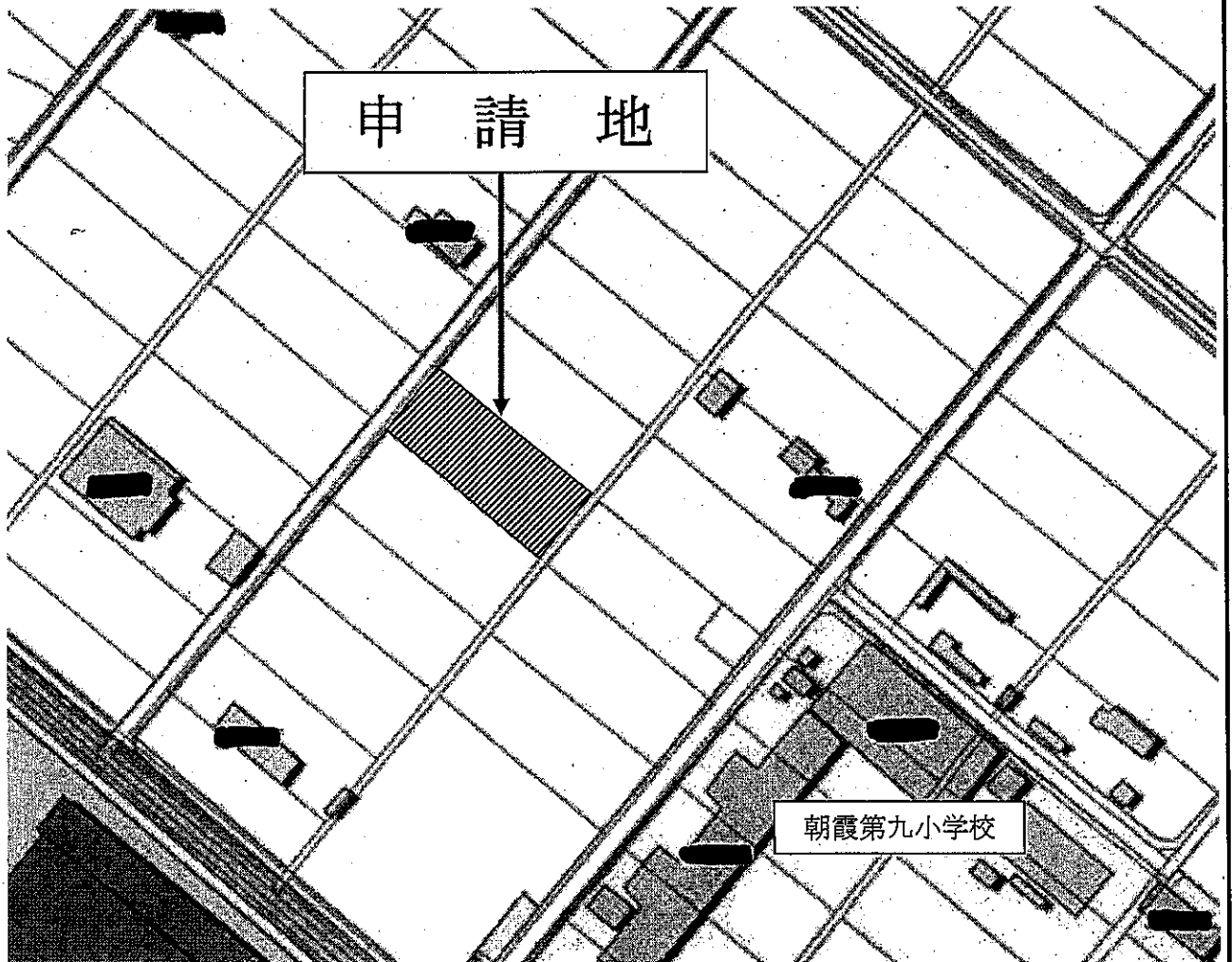
土地の所在地	大字台 [REDACTED]		
譲受人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲渡人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

The main body of the document is an aerial photograph of a land area. A white rectangular area is outlined and labeled '申請地' (Application Land) with a box and an arrow. The area is surrounded by a textured, greyish-brown background. A north arrow is located in the upper left corner of the photograph. The photograph is framed by a black border.

案 内 図

議案第25号3番

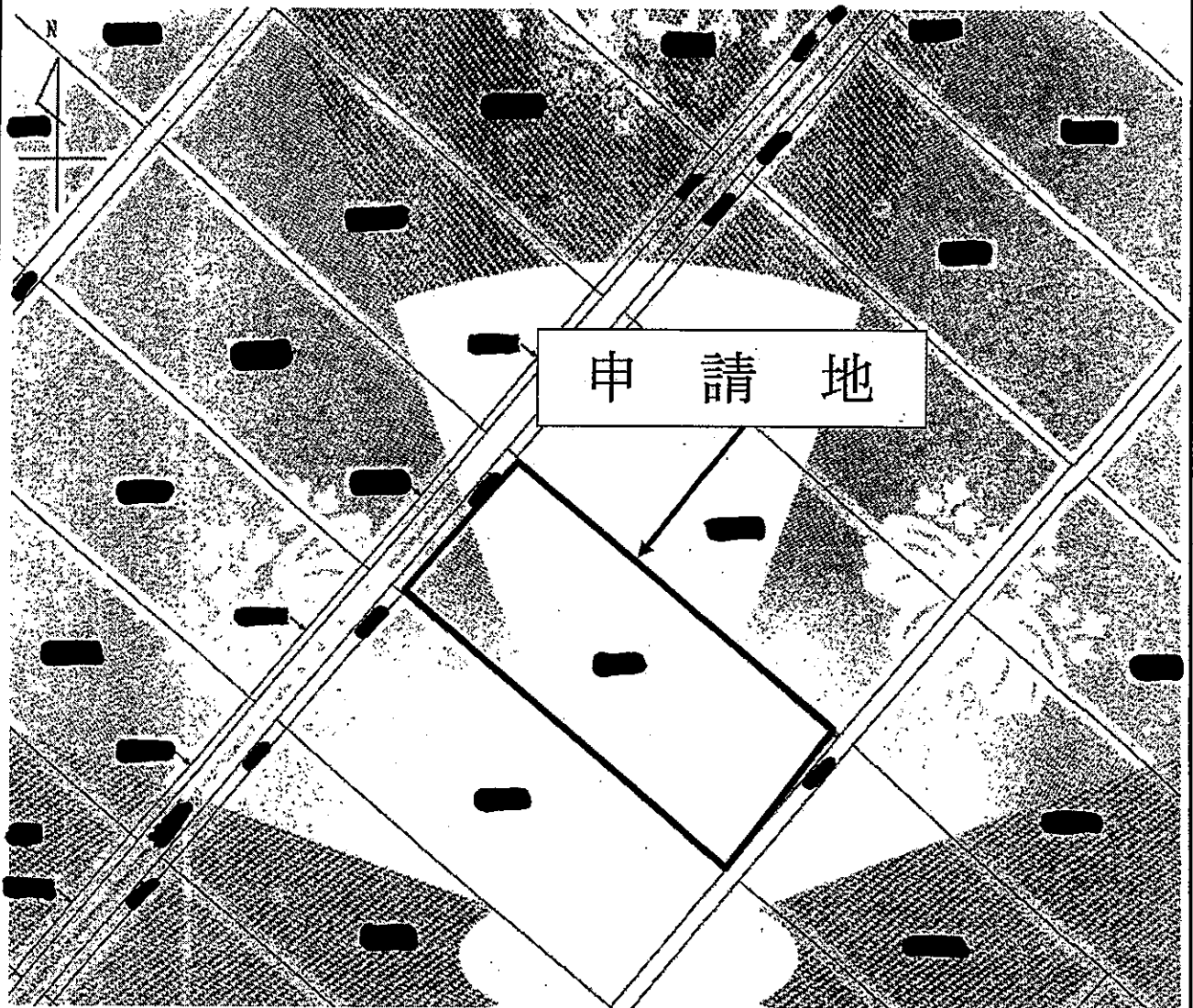
土地の所在地	大字根岸 [REDACTED]		
譲 受 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



公図の写し

議案第25号3番

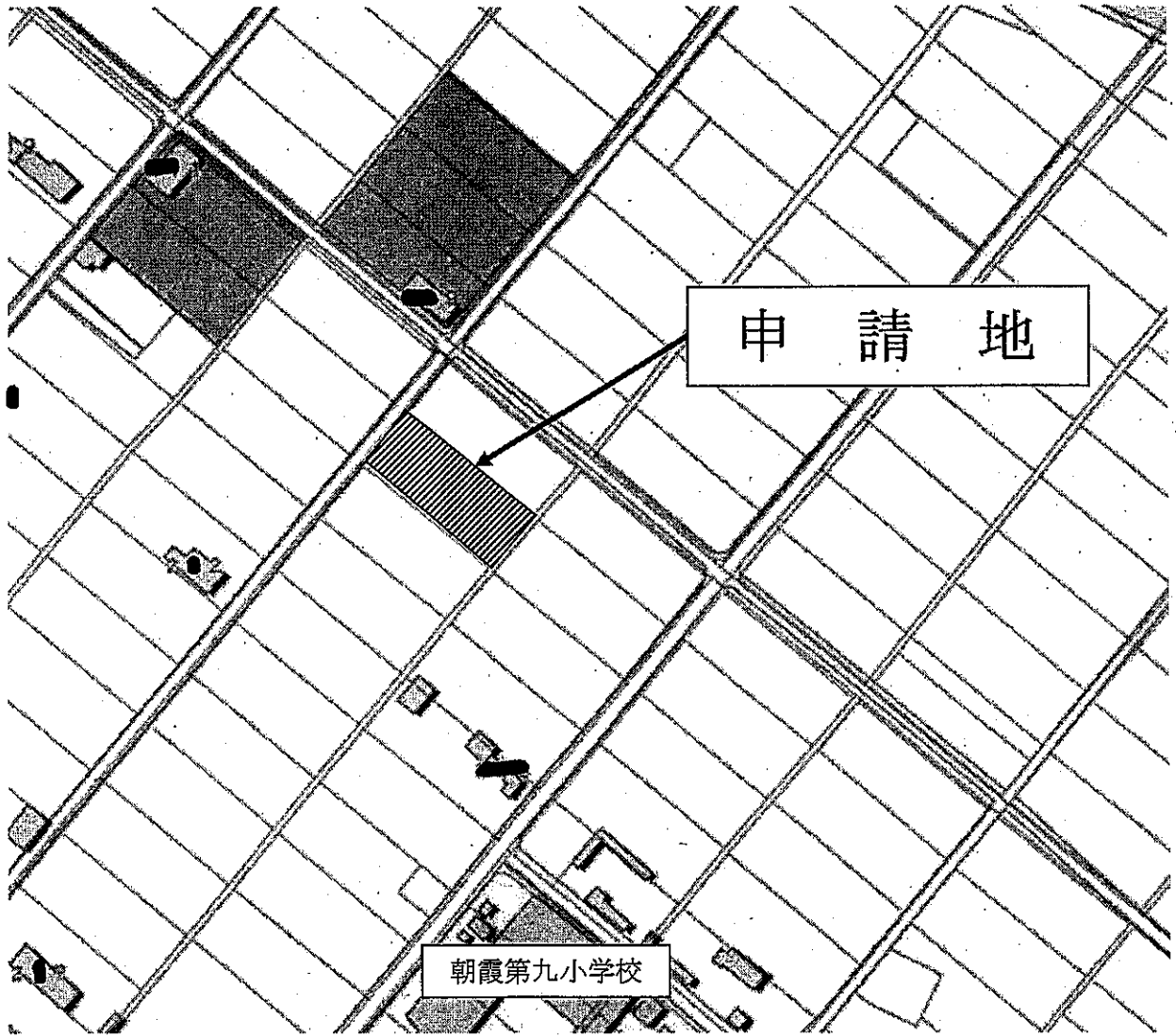
土地の所在地	大字根岸 [REDACTED]		
譲受人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲渡人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



案 内 図

議案第25号4番

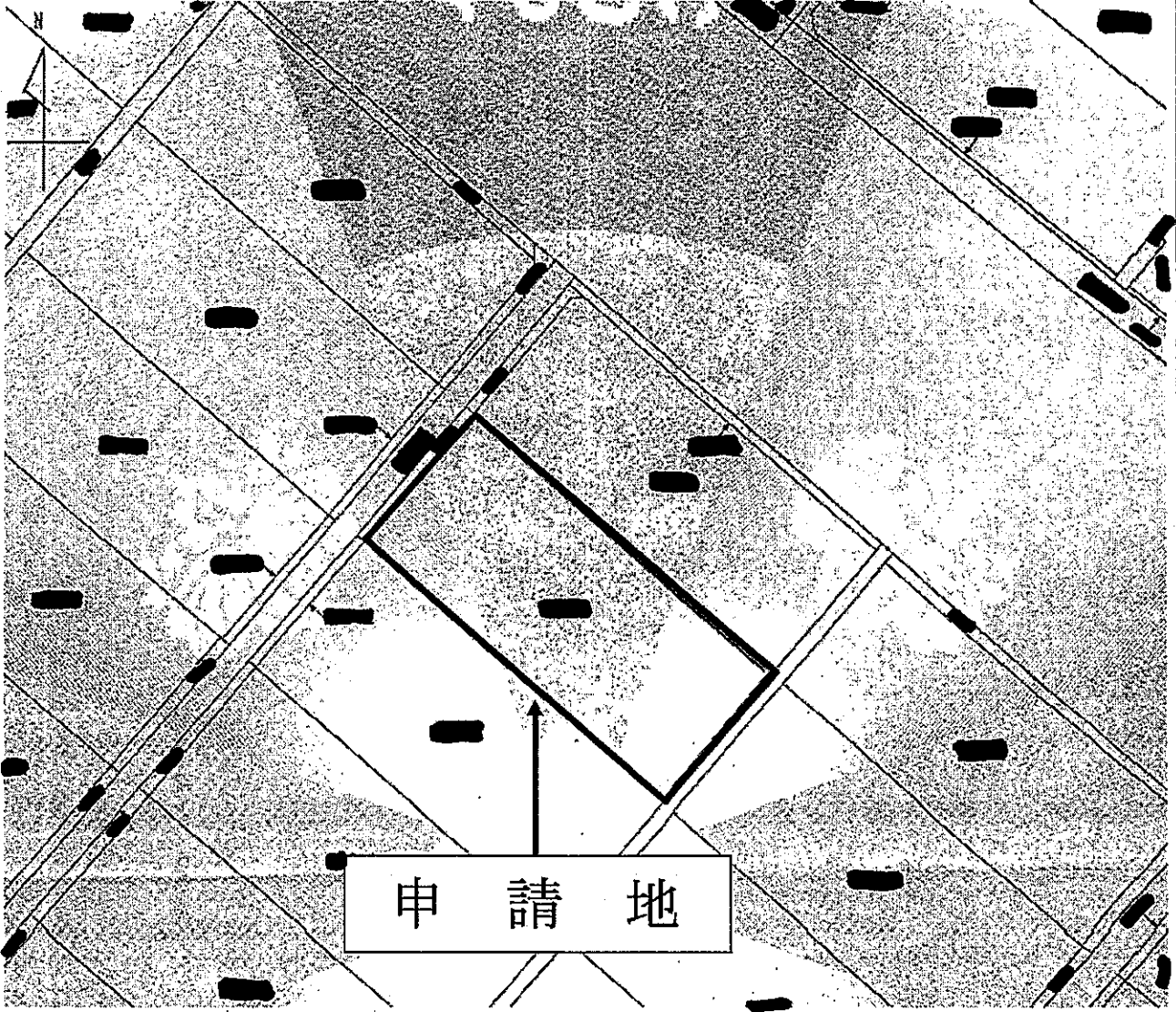
土地の所在地	大字根岸 [REDACTED]		
譲 受 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



公図の写し

議案第25号4番

土地の所在地	大字根岸 [REDACTED]		
譲受人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	譲渡人	根岸台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



申請地

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和8年8月25日 提出

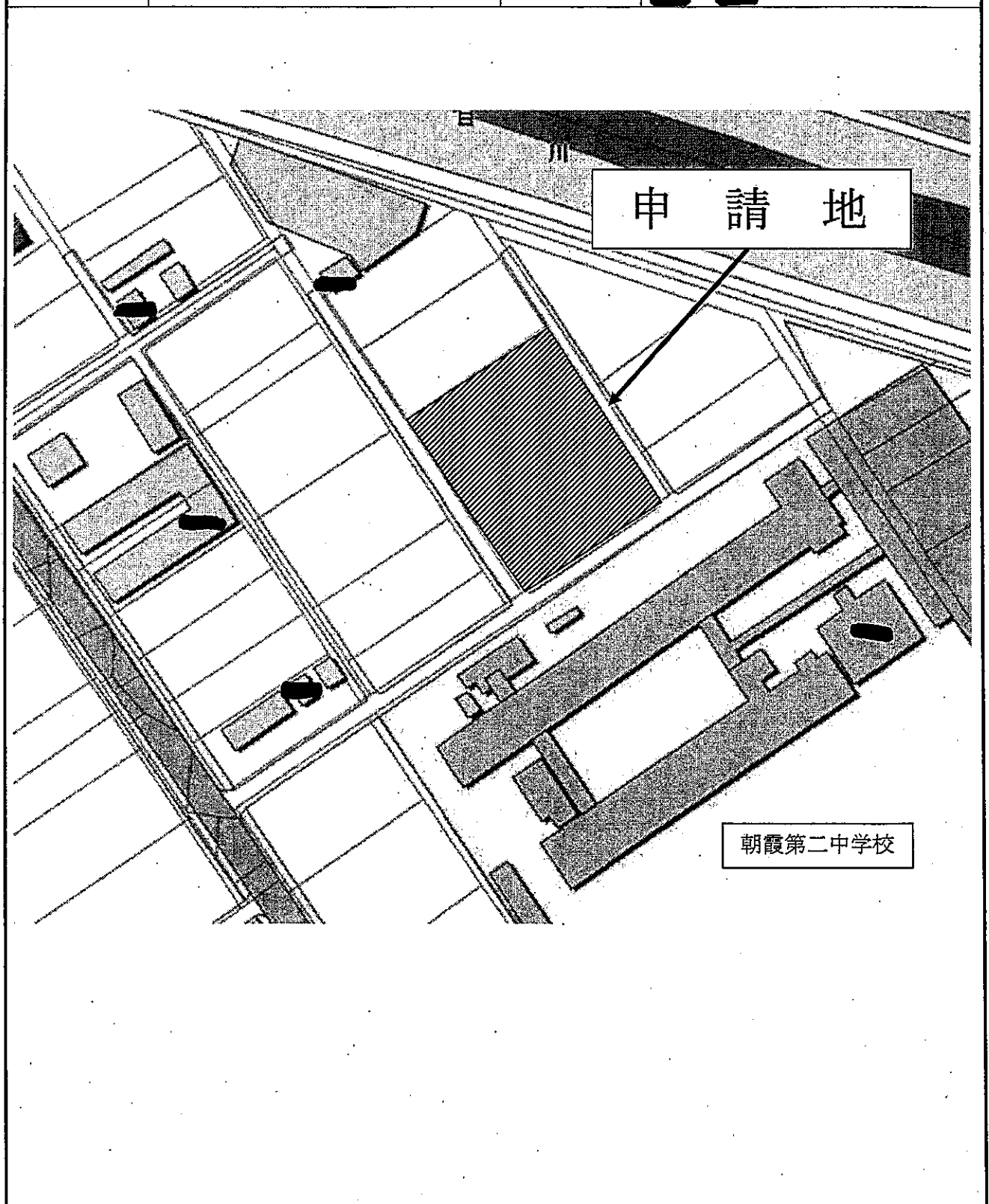
番号	主地の所在地	登記地目		農地 区分	転用目的	譲渡人	譲受人	備考
		登記地目	現況地目					
1	大字岡	田	畑 396.00	2種	資材置場	岡	練馬区石神井台	調査・説明委員 飯倉 文雄委員
	大字岡	田	畑 771.00			岡		
	大字岡	田	畑 390.00			岡		
	大字岡	田	畑 438.00			岡		

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第26号1番

土地の所在地	大字岡 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]		
譲 受 人	練馬区石神井台 [REDACTED] [REDACTED]	譲 渡 人	①岡 [REDACTED] [REDACTED] ②岡 [REDACTED] [REDACTED]



川

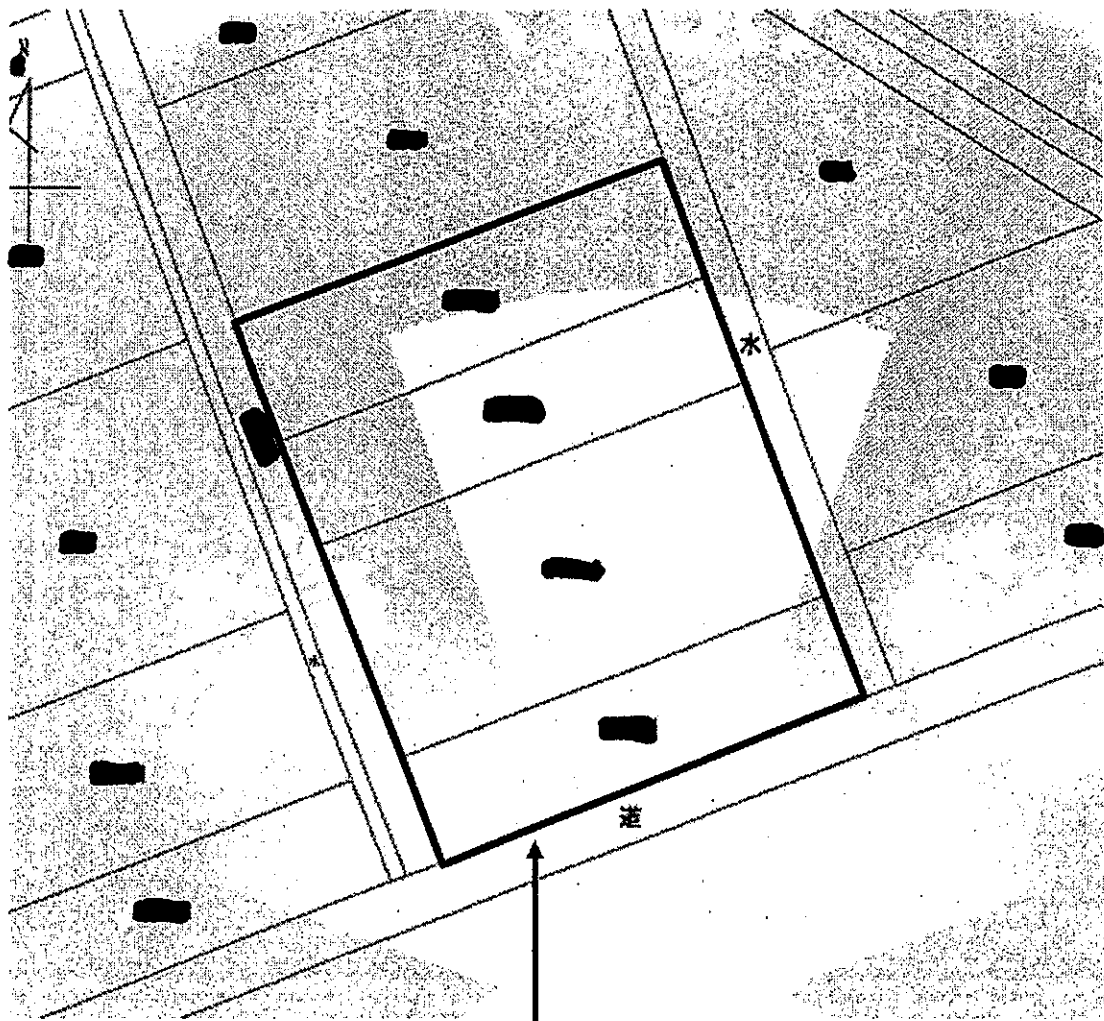
申請地

朝霞第二中学校

公図の写し

議案第26号1番

土地の所在地	大字岡[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]		
譲受人	練馬区石神井台[REDACTED] [REDACTED]	譲渡人	①岡[REDACTED] [REDACTED] ②岡[REDACTED] [REDACTED]



申請地

議案第27号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和8年8月25日 提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

朝霞都市計画生産緑地地区の変更（朝霞市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第86号生産緑地地区ほか5地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第86号生産緑地地区	約0.28ha	
第116号生産緑地地区	約0.20ha	
第134号生産緑地地区	約0.36ha	
第239号生産緑地地区	約0.24ha	
第263号生産緑地地区	約0.09ha	
第264号生産緑地地区	約0.75ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

理 由

市の追加指定の基準に基づく追加指定、法第14条の規定に基づく行為制限の解除、土地区画整理事業の仮換地により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【朝霞都市計画における位置等】

第86号・第263号生産緑地地区：朝霞市南西部

第116号・第134号・第239号・第264号生産緑地地区：朝霞市南東部

【変更の必要性】

第86号・第263号：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、面積及び区域の変更が生じるため。

第116号・第134号・第239号：市の指定基準に基づく農地の追加指定により、面積及び区域の変更が生じるため。

第264号：あずま南地区土地区画整理事業の仮換地により、面積及び区域の変更が生じるため。

【変更の内容】

第86号・第116号・第134号・第239号・第263号・第264号：面積及び区域の変更

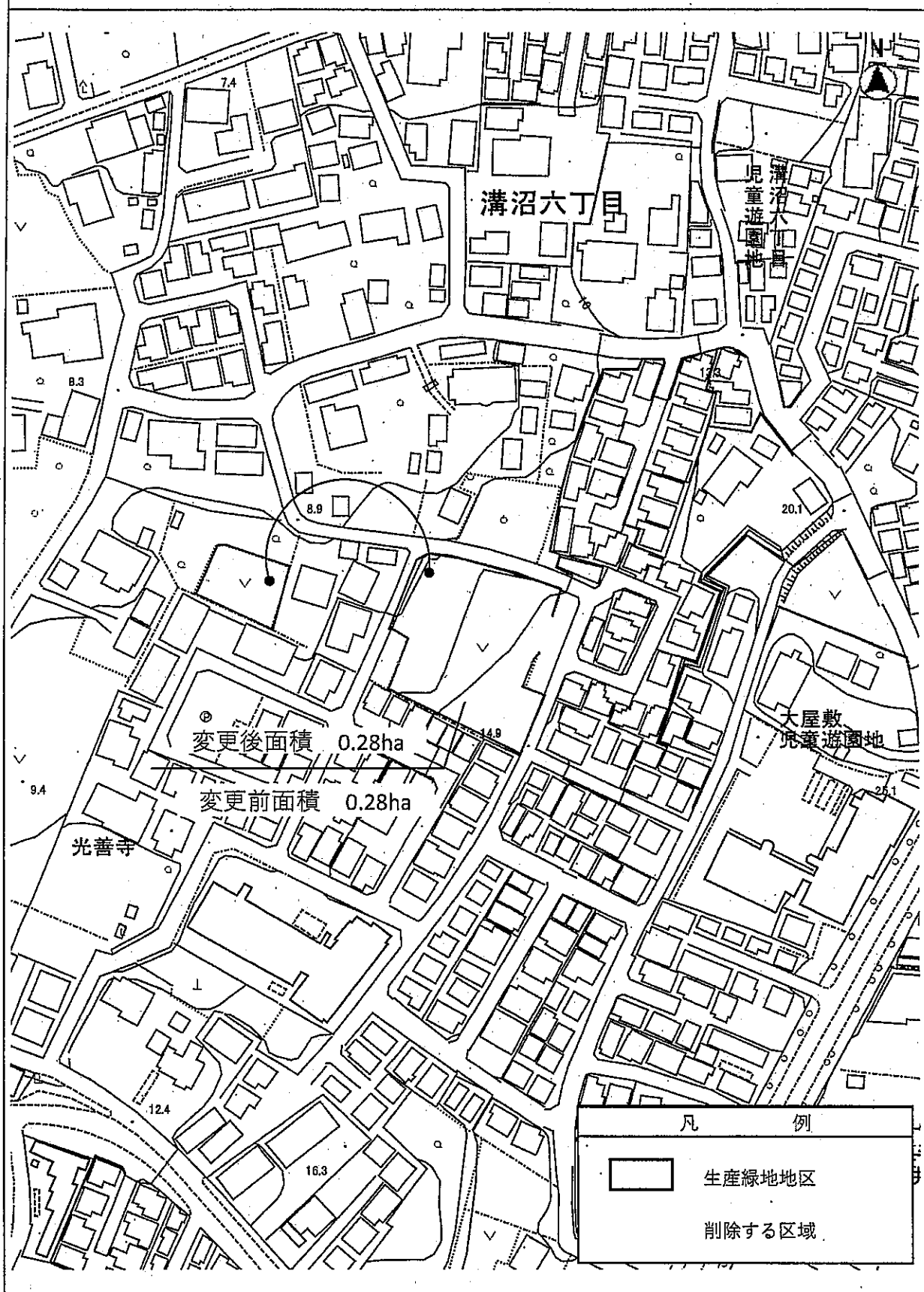
新旧对照表

	名 称	面 積	備 考
新	第 8 6 号生産緑地地区	約 0. 2 8 ha	
旧	第 8 6 号生産緑地地区	約 0. 2 8 ha	
新	第 1 1 6 号生産緑地地区	約 0. 2 0 ha	
旧	第 1 1 6 号生産緑地地区	約 0. 1 8 ha	
新	第 1 3 4 号生産緑地地区	約 0. 3 6 ha	
旧	第 1 3 4 号生産緑地地区	約 0. 3 0 ha	
新	第 2 3 9 号生産緑地地区	約 0. 2 4 ha	
旧	第 2 3 9 号生産緑地地区	約 0. 1 8 ha	
新	第 2 6 3 号生産緑地地区	約 0. 0 9 ha	
旧	第 2 6 3 号生産緑地地区	約 0. 1 9 ha	
新	第 2 6 4 号生産緑地地区	約 0. 7 5 ha	
旧	第 2 6 4 号生産緑地地区	約 1. 0 8 ha	

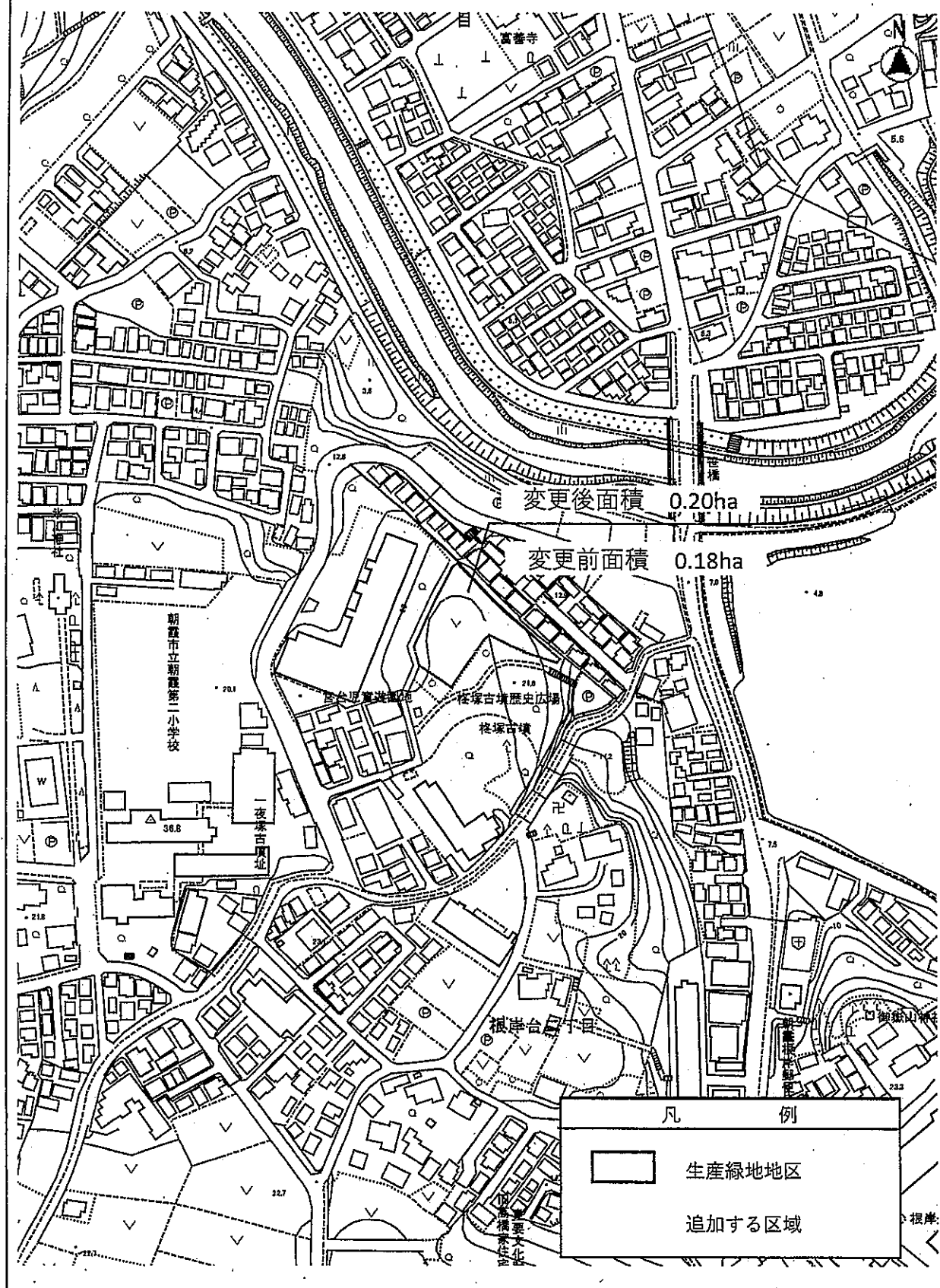
変更概要書

名称	変更の内容
第 8 6 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0. 2 8 ha の地区の内約 1 2 m ² を削除し 面積約 0. 2 8 ha に変更する。
第 1 1 6 号生産緑地地区	市の追加指定基準に基づき、地区に隣接する農地を追加。 面積及び区域の変更 面積約 0. 1 8 ha の地区の内約 0. 2 ha を追加し 面積約 0. 2 0 ha に変更する。
第 1 3 4 号生産緑地地区	市の追加指定基準に基づき、地区に隣接する農地を追加。 面積及び区域の変更 面積約 0. 3 0 ha の地区の内約 0. 0 6 ha を追加し 面積約 0. 3 6 ha に変更する。
第 2 3 9 号生産緑地地区	市の追加指定基準に基づき、地区に隣接する農地を追加。 面積及び区域の変更 面積約 0. 1 8 ha の地区の内約 0. 0 6 ha を追加し 面積約 0. 2 4 ha に変更する。
第 2 6 3 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0. 1 9 ha の地区の内約 0. 1 0 ha を削除し 面積約 0. 0 9 ha に変更する。
第 2 6 4 号生産緑地地区	あずま南地区土地区画整理事業で仮換地指定がされた。 面積及び区域の変更 面積約 1. 0 8 ha の内約 0. 3 3 ha を削除し 面積約 0. 7 5 ha に変更する。

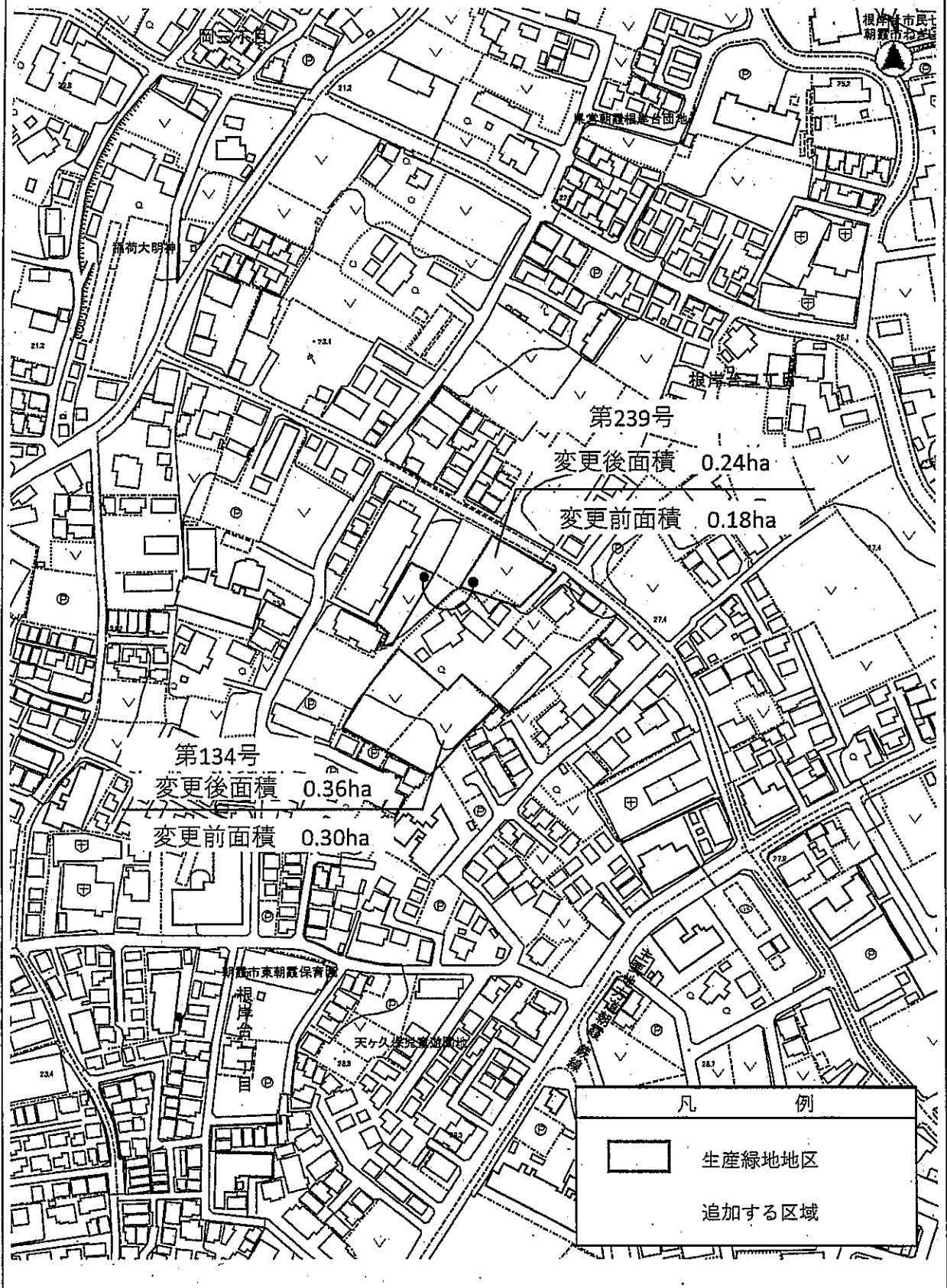
第86号生産緑地地区



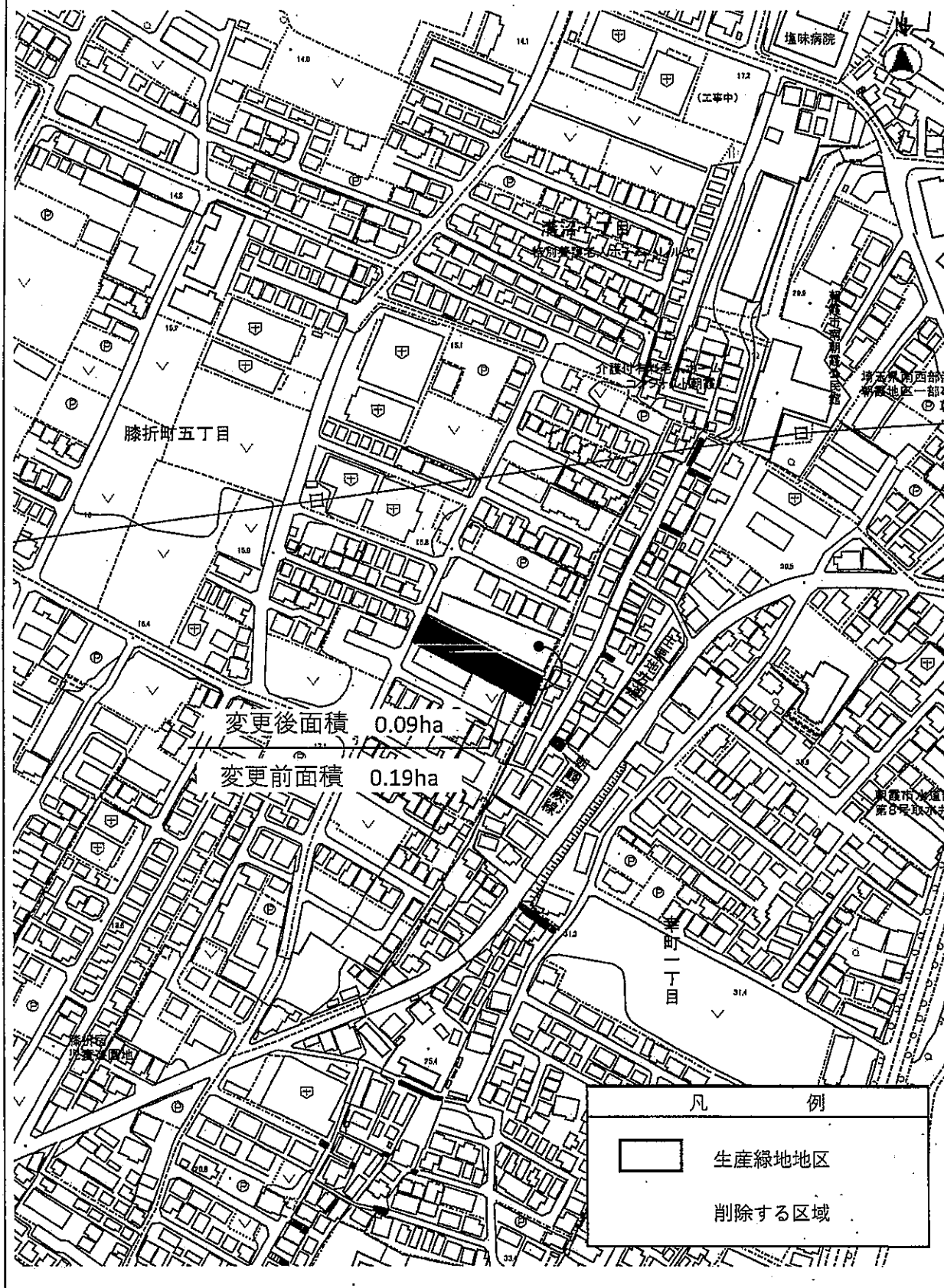
第116号生産緑地地区



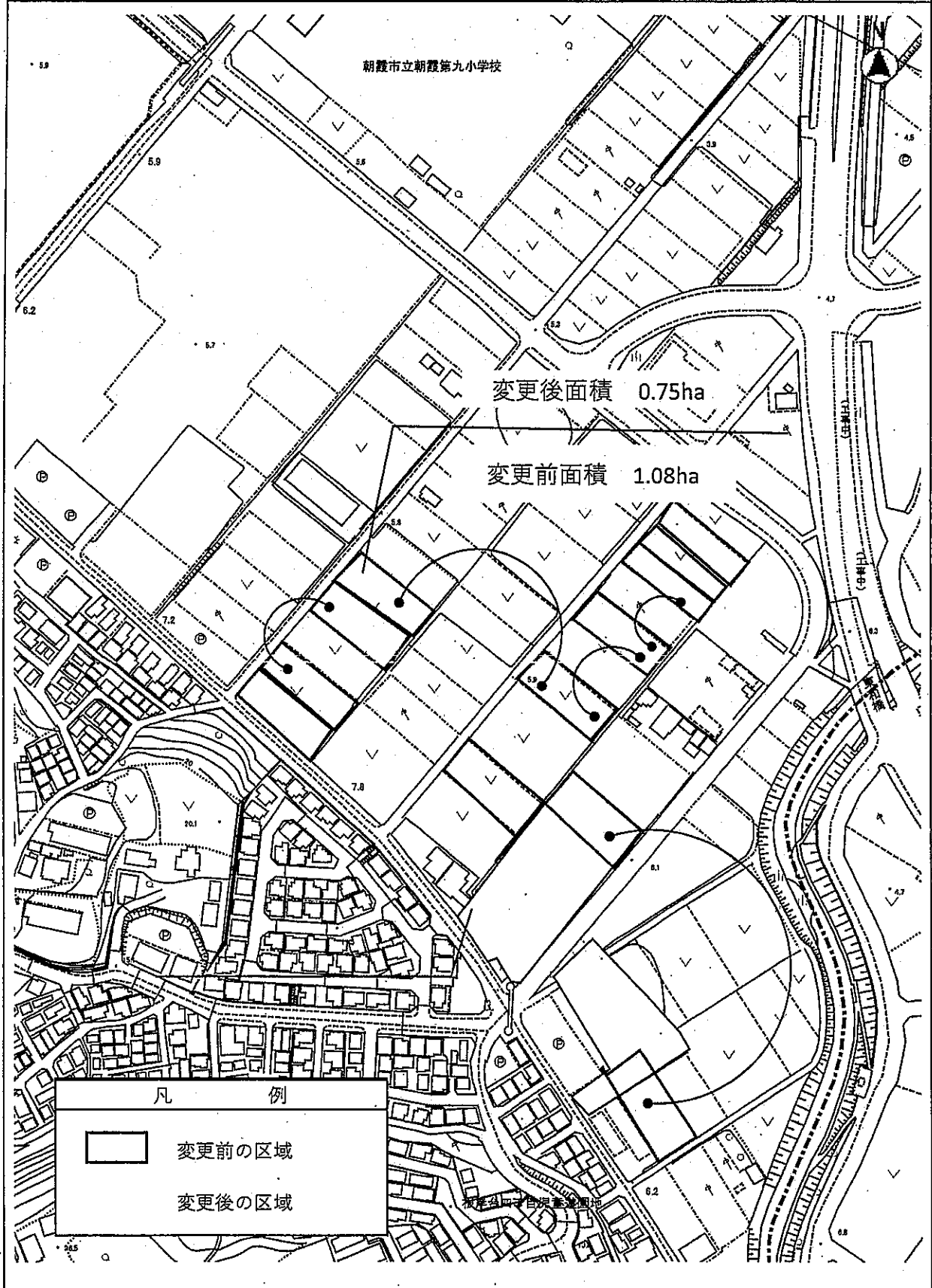
第134号・第239号生産緑地地区



第263号生産緑地地区



第264号生産緑地地区



(2) 朝霞市農業委員会委員定数の見直しについて

【根拠法令】

○農業委員会等に関する法律 第8条第2項（委員の任命）

委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

○農業委員会等に関する法律施行令 第5条（農業委員会の委員の定数の基準）

法第8条第2項の政令で定める定数の基準は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分	一	
	(一) 十アール以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数が千百以下の農業委員会	
	(二) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会	
	推進委員を委嘱する農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会
委員の定数の上限	14人	27人

区 分	二	
	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	
	推進委員を委嘱する農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会
委員の定数の上限	19人	37人

区 分	三	
	基準農業者数が六千を超え、かつ、その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超える農業委員会	
	推進委員を委嘱する農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会
委員の定数の上限	24人	47人

○朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例

朝霞市農業委員会の委員の定数は、20人とする。

○朝霞市農業委員会の委員の選任に関する規則

第2条 法第9条の規定に基づき朝霞市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)を推薦及び募集する方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- (3) 農業に識見を有する者の募集

【第7回総会でいただいた意見】

①事務局案で女性委員は2人とされているが、委員13人のうち女性が2人という認識でよろしいか。

→女性団体からの推薦として2人を想定しています（第7回総会時に回答済み）。

②現状では、農協推薦委員と県共済推薦委員が1人ずつ入っていますが、事務局案では、県共済推薦委員がいなくなっています。農協推薦委員を入れなければならないといった規定はあるのでしょうか。

→かつては、農協や県共済からの選任枠が制度化されていましたが、農業委員会等に関する法律が平成28年4月に法令改正されたことに伴いその仕組みは廃止されました。

事務局案 13人

【参 考】

人数(人)	地 区 (組合せ)			
1	膝折第一	膝折宿	下の原	
1	岡	広沢		
1	溝沼第一	溝沼第二	溝沼第三	溝沼第四
1	東第一			
1	東南部			
1	浜崎上	浜崎下	田島	
1	宮戸新田	宮戸宿	宮戸久保	
1	上内間木	下内間木		
1	農協			
2	女性	女性		
1	青年			
1	公募			

報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

令和8年8月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		相続人	権利を取得した日		取得した権利の種類	受理番号		備考
		登記地目	登記面積 m ²		権利を取得した日	権利を取得した事由		受理番号	受理日	
1	大字岡	田	797.00	岡	令和5年2月20日		所有権	朝農委発第3-3号		
	大字岡	田	1,000.00							
	大字岡	田	685.00			相続	なし	令和8年7月17日		
2	大字浜崎	田	692.00	浜崎	令和7年9月20日		所有権	朝農委発第3-4号		
	大字浜崎	畑	185.00				なし	令和8年7月22日		
						相続				

埼玉県朝霞市農業委員会会長

高橋 隆

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

令和8年8月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		届出人	転用目的	受理番号		備考
		畑	面積 (㎡)			受理日	受理日	
1	根岸台 [redacted] [redacted]	畑	545.00	根岸台 [redacted] [redacted]	駐車場敷地	朝農委発第4-8号	令和8年7月30日	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可について

令和8年8月25日 提出

番 号	土 地 の 所 在 地	登 記 地 目	現 況 地 目	借 受 人	貸 出 人	転 用 目 的	許 可 指 令 番 号		備 考
		登 記 面 積 (㎡)					許 可	日	
1	大字根岸 畑	田	畑	大字根岸	岡	生活介護事業施設	指令さい農第5-51号		
			655.00				令和8年7月14日		

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請許可後の工事完了届について

令和8年8月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		譲受人	譲渡人	転用目的	許可指令番号		備考
		登記地目	現況地目				許可	日	
1	大字宮戸 [redacted]	田	畑 1,057.00	中野区上鷲宮 [redacted]	宮戸 [redacted]	駐車場及び資材置場	指令さい農第5-24号		
	大字宮戸 [redacted]	田	畑 878.00	[redacted]	宮戸 [redacted]		令和8年5月19日		

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

その他報告 農地法第5条の規定による許可書の取消願について

令和8年8月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		借受人	貸出人	転用目的	取り消し理由	備考
		登記面積	㎡					
1	大字上内間木	畑	674.00	和光市下新倉	大字下内間木	駐車場敷地	隣地（非農地）からの反対	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

